

## 特定非営利活動法人 Tuvalu Overview 賛助会員規約書

特定非営利活動法人 Tuvalu Overview（以下、「当法人」といいます）は、賛助会員規約を以下のとおり定めます。賛助会員は本規約を承諾したものとします。

### （目的）

第1条 当法人は、調査研究、教育、情報の交流、広報、現地取材やプロジェクトのコーディネートなどの活動を通じて、日本国内外に対してツバル国の自然と調和した生活や文化、直面している環境問題を世界に発信することによって、地球温暖化及び海面上昇の根本原因の根絶を目指します。

### （賛助会員の定義）

第2条 第1条の目的に共鳴し、当法人の活動を主に資金的に支援する制度として、正会員とは別に、賛助会員制度を設けることとします。

### （会員の種別）

第3条 賛助会員の種別は、個人会員、法人会員の2種とします。

### （議決権）

第4条 賛助会員は、正会員と異なり、当法人の総会での議決権を有しません。

### （会費）

第5条 賛助会員は、当法人の会計年度である4月1日から3月31日までの期間の会費として、毎年、以下の金額を支払うものとします。

個人会員 1口 5,000円  
法人会員 1口 50,000円

### （会費納入）

第6条 賛助会員は、毎年、当該年度の会費として前条に規定する金額を、毎年3月末までに、当法人の指定する方法で納入するものとします。年度途中に入会した場合も、金額は変わりません。この場合は、入会の承認を受けた後、1ヶ月以内に納入してください。

### （会員特典）

第7条 賛助会員は、以下に掲げる特典を受けることができます。

- (1) 会報（紙媒体）／年2回以下
- (2) 様々な企画へのご優待（会員割引制度）

- (3) 書籍などのご優待（会員割引制度）
- (4) 希望により、当法人サポーターページで名前紹介（HP などあれば、リンク添付）
- (5) 法人会員で5口以上を2年以上継続した賛助会員は、特別賛助会員として当法人のホームページで広報するとともに、会員法人のホームページでも紹介することが可能。

賛助会員の特典および権利は第7条に記載されている条項に限定するものとします。

（入会および承認）

#### 第8条

- (1)当法人への賛助会員入会に当たっては、本規約を承認のうえ、別に定める入会申込書により当法人に申し込むものとします。
- (2)当法人が、前項に従って登録申請を承諾した場合、当該登録申請者に対し、電子メール又は書面によって入会承認を通知するものとします。当該通知の到達により、当該登録申請者は当法人の賛助会員となります。
- (3)賛助会員は、住所その他当法人への届出内容に変更があった場合には、速やかに変更を当法人に提出するものとします。
- (4)当法人は、当該登録申請者が以下の項目に該当する場合、入会の承認を拒否する場合があります。
  - a. 過去に、会員規約違反などにより、当法人の会員資格の取消が行われていることが判明した場合。
  - b. 入会申込書内容に、虚偽の申請をした場合
  - c. その他、当法人が会員とすることを不適切と判断した場合
- (5)当法人は、申請者の許可を得ずに個人情報を使用することは一切ないものとします。

（会員資格の取消）

第9条 当法人は、賛助会員が以下の各条項の一つでも該当するに至った場合、会員への事前通知及び催告することなく当法人の会員資格を直ちに取り消すことができるものとします。この場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行いません。また、第三者への資格継承はできません。

- (1)入会時に虚偽の申請を行った場合
- (2)当法人の運営・活動を妨害する行為
- (3)断続して1年以上会費を滞納し催告後も応じず納入しない場合
- (4)本規約のいずれかに違反した場合
- (5)本人が死亡した場合
- (6) 故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした場合

- (7) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
- (8) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合

(退会)

第 10 条 賛助会員は、退会する場合、当法人が別に定める退会届を当法人に提出して、任意に退会することができます。ただし、その場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとします。

(禁止事項)

第 11 条 賛助会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは当法人に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為
- (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為
- (5) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (6) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為（当法人が承認した場合を除く）
- (7) その他、不適切と判断される行為

(免責事項)

第 12 条

- (1) 当法人は、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとします。
- (2) 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えることのないものとします。
- (3) 賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

(協議管轄裁判所)

第 13 条

- (1) 当法人と賛助会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとします。

(2)協議によっても解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は、当法人の所在地を管轄する裁判所を賛助会員と当法人の専属的合意管轄裁判所とします。

(規約変更)

第 14 条 当団体は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

(附則)

(1)本規定は、2009年8月1日から施行するものとします。